

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	ドイツ諸邦における世襲財産の廃止：プロイセンと南ドイツ・グループ
Author(s)	加藤, 房雄
Citation	広島大学経済論叢, 43 (3) : 1 - 15
Issue Date	2020-03-10
DOI	
Self DOI	10.15027/49227
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00049227
Right	Copyright (c) 2020 広島大学
Relation	



ドイツ諸邦における世襲財産の廃止 ——プロイセンと南ドイツ・グループ——

加藤 房 雄

I 問題

プロイセンの「譲渡制限家族財産」(gebundenes Familiengut)¹とは、「家族世襲財産」=フィデイコミス(Familienfideikommiss)のみならず、さらに、「封土」(Lehen)と「世襲貴族財産」(Erbstammgut)そして「直臣貴族財産」(standesherrliches Hausvermögen)を包括する「売却不可の」²拘束的財産計四種の総称である。³下級貴族と都市貴族のために16世紀に成立を見た「新法制」⁴たる家族世襲財産が、私的な意思表示に発する法律行為(Rechtsgeschäft)に基づくものだったとすれば、⁵「世襲貴族財産」は、慣習法(Herkommen od. Observanz)に依拠する家長の直接的な法規範(Rechtsnorm)を、⁶そして、名門高級貴族の「家産」(Hausgut)の場合は、家門の規約制定権(Satzungsrecht)を根拠としていた。⁷フィデイコミスが、「レーン封主権」(Lehnherrlichkeit)⁸を備えた「封土」と違うことは、言うまでもない。⁹

いったい、こうした「譲渡制限家族財産」は、どのような法制によって、「廃止」(Auflösung)

¹ Franz Schlegelberger (Hrsg.), Rechtsvergleichendes Handwörterbuch für das Zivil- und Handelsrecht des In- und Auslandes, Dritter Band, Berlin 1931, Fideikommisse (Ernst Kübler und Wilhelm Beutner), S. 343 und 348.

² Otto von Gierke, Fideikommisse, I. Geschichte und Recht der Fideikommisse, in: Handwörterbuch der Staatswissenschaften, III. Auflage, 4. Bd., Jena 1909, S. 104.

³ Vgl. Fritz Stier-Somlo und Alexander Elster (Hrsg.), Handwörterbuch der Rechtswissenschaft, Erster Band, Berlin und Leipzig 1926, Auflösung der Familiengüter (Oskar Klässel), S. 369; Oskar Klässel und Karl Koehler, Die Zwangsauflösung der Familienfideikommisse und sonstigen Familiengüter sowie der Hausvermögen in Preußen auf der Grundlage des Zwangsauflösungsgesetzes vom 22. April 1930, Erster Teil, Die Waldsicherung bei der Auflösung nebst einer Zusammenstellung der neuen Auflösungsgesetzgebung und einem Überblick über das geltende Recht der Familiengüter und der Hausvermögen sowie deren Auflösung, bearbeitet von O. Klässel, Berlin 1932, S. 136.

⁴ August von Miaskowski, Das Erbrecht und die Grundeigentumsverteilung im Deutschen Reiche. Ein sozialwirtschaftlicher Beitrag zur Kritik und Reform des deutschen Erbrechts, Erste Abteilung, Die Verteilung des landwirtschaftlich benutzten Grundeigentums und das gemeine Erbrecht, Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. XX, Leipzig 1882, S. 181.

⁵ Vgl. ders., Das Erbrecht und die Grundeigentumsverteilung im Deutschen Reiche. Ein sozialwirtschaftlicher Beitrag zur Kritik und Reform des deutschen Erbrechts, Zweite Abteilung, Das Familienfideikommiss, das landwirtschaftliche Erbgut und das Anerbenrecht, Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. XXV, Leipzig 1884, S. 7, 17 u. 24 f. ドイツのフィデイコミスの起源については、H. コンラートの14世紀説のほか諸説ある。Vgl. Hermann Conrad, Deutsche Rechtsgeschichte, Band 1, Frühzeit und Mittelalter, Ein Lehrbuch, Karlsruhe 1954, S. 558; 加藤房雄「ヨーロッパ信託遺贈制の基本問題—ドイツとハンガリーのフィデイコミス」『信託研究奨励金論集』第39号、2018年11月、30～44頁、参照。

⁶ Vgl. Otto Trüdingen, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, in: Württembergische Jahrbücher für Statistik und Landeskunde, herausgegeben von dem Statistischen Landesamt, Jahrgang 1919/20, Stuttgart 1922, S. 38. 原理上、「世襲貴族財産」の根拠は、「設立行為」(Stiftungsakt)ではなく、あくまでも「慣習」に基づく。だが、フィデイコミスとの違いは、実際上は、それほど画然としたものではない。

もしくは「廃棄」(Aufhebung)措置が取られたのか。そもそも、「廃止」と「廃棄」とでは、何がどう違うのか。¹⁰さらには、ドイツの様々な諸邦ごとに、家族世襲財産等の「廃止」ないし「廃棄」は、どのように進められたのか。プロイセンとバイエルンあるいはヴェルテンベルク等の各邦における具体的経過は、どうだったか。総じて、フィデイコミスをはじめとする「譲渡制限家族財産」廃止の法的状況は、バイエルン史の研究者が最近(2013年)述懐したとおり、実に「色とりどり」(bunter Strauß)であって、ほぼ概観不能でさえある。プロイセン一邦取り上げてみても、当初は任意だった廃止法に、少なからぬ補足や変更が、繰り返し加えられた結果、全体像については、ほとんど見通せないのが現状である。¹¹本稿は、プロイセン世襲財産制に関する2017年の新しい研究成果、とりわけ、その第3篇「フィデイコミスの廃止」¹²を踏まえ、ドイツ諸邦の

⁷ 16世紀以降、貴族を含む「ライヒの全身分」の遺贈において、プリモゲニトゥール制(Primogenitur) = 「長子系統長男優先相続制」が導入された。Vgl. A. v. Miaskowski, Die Verteilung des landwirtschaftlich benutzten Grundeigentums und das gemeine Erbrecht, S. 181. ただし、W. ロッシャーは、ブランデンブルクについては、1473年、バイエルン、1579年、ザクセン-ワイマル、1719年(ザクセン-ゴータの4家系は、もつとのち)と捉える。Vgl. Wilhelm Roscher, System der Volkswirtschaft. Ein Hand- und Lehrbuch für Geschäftsmänner und Studierende, Zweiter Band, die Nationalökonomik der Landwirtschaft enthaltend, Dreizehnte vermehrte Auflage, verarbeitet von Heinrich Dade, Stuttgart und Berlin 1903, S. 408 Anm. 2.

彼によれば、プリモゲニトゥールを歴史上、最初に導入したのは、ノルマン人である。ヘンリー2世(1154-89年)下では、ナイト(knight)の領地(fee)は、長子相続制だったが、農役的土地保有(socage-land)は、息子たちに分割された。ヘンリー3世(1216-72年)が、両者を同等化する。ケント地方には、男子均分相続制(gavelkind-succession)が、20世紀に入っても残っていた。今のアイルランドもそうであるように、ケルトにおいては、均分相続が一般的と思われる。そして、ウェールズでは、ヘンリー8世(1509-47年)が、均分制を廃棄した。一方、ナポリのノルマン時代における封土(Lehen)については、ランゴバルドの均分制とフランケン=ノルマンの不分割・長子相続制とが区別される。Vgl. W. Roscher, System der Volkswirtschaft, S. 391 Anm. 13. なお、「長子相続制」の三種、すなわち、マヨラート、ゼニオラートとプリモゲニトゥールの異同については、加藤房雄「ドイツ語圏の世襲財産—比較史研究序説」『広島大学経済論叢』第42巻、第1・2号、2018年11月、4~6頁参照。

⁸ Fürst Thurn und Taxis Zentralarchiv (以下FTTZAと略記), Domänenkammer (以下DKと略記), Löwenfeld-Akten, Nr. 6, Verträge/Vertragsentwürfe/Gutachten Krotoschin, Besteht das Fürstentum Krotoschin in Polen als Lehn weiter oder ist es an Polen heimgefallen? (E. Kübler), o. Bl. 「レーヴェンフェルト文書類」については、vgl. Rafaell Parzefall und Natali Stegmann (Hrsg.), Deutsche Besitzungen im ‚Osten‘ und deren Enteignung: Quelleninterpretationen aus einer Projektübung im Fürst Thurn und Taxis Zentralarchiv, Regensburg 2014, v. a. S. 36-40 (Pascal Geusch, „Verträge/Entwürfe Krotoschin“-Bestand Loewenfeld Akten Nr. 6).

⁹ 「西洋的な意味でのレーエン封建制(Lehens-Feudalismus)」の古典的記述として、Max Weber, Wirtschaft und Gesellschaft. Grundriss der verstehenden Soziologie, Fünfte, revidierte Auflage, besorgt von Johannes Winckelmann, Studienausgabe, Tübingen 1985, S. 148 ff.; マックス・ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の諸類型—経済と社会、第1部、第3章、第4章』創文社、1970年、105~120頁参照。

¹⁰ 「廃棄」しか認めない「普通法」(das gemeine Recht)は、(1) 設立者の撤回、(2) 世襲財産の破滅、(3) 一族の途絶、の三つの事由に限定する。「普通法」によれば、相続権者(Anwärter)の賛成が得られたとしても、世襲財産の「廃棄」はおろか、「変更」さえ不可能である。これに対して、「地域法」(Partikularrecht)は、(4) バイエルン、ブラウンシュヴァイクとバーデンのように、法的最低限以下への世襲財産価額の値下がりの場合にも、「廃棄」を認めるか、あるいは、(5) ヘッセン-ダルムシュタット、ザクセンとオーストリア等の諸邦が規定するように、相続権者の総意や司法の判断を伴う等の一定の条件付きで、これを許している。ただし、プロイセン法は、家族決議を必要条件とした上で、「廃止」措置を「廃棄」に代えて規定した点で、特異な位置を占める。「廃止」概念を初めて打ち出したのは、プロイセンを以って嚆矢とすると思われる。Vgl. A. v. Miaskowski, Das Familienfideikommiss, S. 42 f.

「色とりどり」の廃止法制を類別して整理し、その具体像の総体を概観する見通しをつけることによって、近現代ドイツにおけるフィデイコミス廃止の歴史的意義を明らかにする試みの中間報告である。

II プロイセンの廃止法

1919年3月10日のプロイセン「家族財産条令」¹³は、世襲財産を含む全「家族財産」の「廃止」(Auflösung)を定めた。その仕方は、まだ強制的なものではなく、1921年4月1日までに家族決議(Familienschluss)に基づいて実行される任意の(freiwillig)廃止とされた。¹⁴翌1920年6月23日の「貴族法」(Adelsgesetz)¹⁵は、これに若干の変更を加える。その要点は、こうだった。第一に、家族決議の成立を、従来の満場一致の原則¹⁶から四分の三の多数決に拠ると変え、第二に、森林保護(Waldschutz)の要件を次のように具体化した。「家族財産条令」の第10条aは、つとに、「林業的な」(forstmäßig)一体的経営のために維持されるべき森林をみだりに分割してはならぬと定めていたが、「貴族法」は、こうした抽象的表現に留まることなく、公共の利益(das öffentliche Interesse od. die Interessen des Gemeinwohls)を重視する具体的な観点を新たに書き加え

¹¹ Vgl. Hartmut Fischer, Die Auflösung der Fideikommisse und anderer gebundener Vermögen in Bayern nach 1918, Baden-Baden 2013, S. 51 f.

¹² Fusao Kato, Das preußische Fideikommiss. Studien zu seiner nationalökonomischen Funktion im Übergang zum imperialistischen Kapitalismus, Frankfurt am Main 2017, III. Auflösung der Fideikommisse, S. 99-148.

¹³ Verordnung über Familiengüter vom 10. März 1919. Vgl. Ernst Kübler und Wilhelm Beutner, Die Auflösung der Familiengüter in Preußen. Gesetze, Verordnungen und Ausführungsbestimmungen mit ihren Begründungen nebst den Entscheidungen des Landesamts für Familiengüter unter Berücksichtigung der Rechtsprechung sonstiger oberster Reichs- und Landes Behörden, Berlin 1927, S. 1-9.

南ドイツのトゥルン・ウント・タクシス(Thurn und Taxis)家がポーゼン州に所有したクロトシン(Krotoszyn)所領の帰属をめぐるドイツ-ポーランド間の国際問題に関するE. キューブラーの1924年1月8日付所論が、興味深い。1923年9月10日の国際司法裁判所が示す判断を支持した彼は、ポーランド在の該所領はレーン(Lehen)であり続けるのか、それとも、ポーランドに「復帰」(Heimfall)するかの問いに対して、どちらも否と答えた。彼が準拠した根拠法の一つが、「プロイセン家族財産条令」だった。レーンを含む広義の世襲財産の廃止は、ドイツ-ポーランド間の国際関係にも、重大な影を落とした。Vgl. FTTZA, DK, Löwenfeld-Akten, Nr. 6, Verträge/Vertragsentwürfe/Gutachten Krotoschin, Besteht das Fürstentum Krotoschin in Polen als Lehn weiter oder ist es an Polen heimgefallen?, o. Bl. ただし、ハイムファルについては、レーン法の理解が求められる。この点、クロトシン領の帰趨を辿る別稿を用意して検討の予定。

¹⁴ Vgl. Christian von Bar und Peter H. Striewe, Die Auflösung der Familienfideikommisse im Deutschen Reich und in Preußen im 20. Jahrhundert. Ein Gesetzgebungsbericht, in: Zeitschrift für Neuere Rechtsgeschichte, Jahrgang 1981, Nr. 3/4, S. 187 f.

¹⁵ Gesetz über die Aufhebung der Standesvorrechte des Adels und die Auflösung der Hausvermögen. Vom 23. Juni 1920. Vgl. E. Kübler u. W. Beutner, Die Auflösung der Familiengüter, S. 17-24.

¹⁶ Vgl. M. Weber, Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen [1904], in: ders., Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik (以下 Aufsätze と略記), Tübingen 1924, S. 325; Max Weber Gesamtausgabe (以下 MWG と略記), im Auftrag der Kommission für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Abteilung I: Schriften und Reden, Bd. 8, Wolfgang Schluchter (Hrsg.), Wirtschaft, Staat und Sozialpolitik. Schriften und Reden 1900-1912, Tübingen 1998, S. 98.

た。分割または売却に法務・農林両大臣の認可を必要とした点は、従来どおりである。

プロイセン家族財産の「廃止所掌官庁」(Auflösungsamt) だった高等裁判所管区 (Oberlandesgerichtsbezirk) の地理的範囲は、行政単位の県 (Provinz) にほぼ重なるが、廃止措置が始まった1932年のプロイセンには、ベルリン等合計11の当該管区が存在した。¹⁷同年1月1日時点の統計的概観を示す第1表を見ると、次の三点、すなわち、(1) 家族財産総数1,338中、フィデイコミスは、全体の86.92%に当たる1,163もの圧倒的多数に達したこと、(2) 世襲貴族財産・直臣貴族財産・封土の割合は、いずれも一桁台の少数の5.53、3.36、4.19であり、所有面積の比率の点でも、存在数との大きな乖離は見られなかったこと、そして、(3) 廃止の対象となった家族財産の過半はフィデイコミスだったこと、が分かる。次に、廃止の方法としては、任意と強制の二種類があり、前者433、後者238、不明91、合計762、廃止面積計1,219,432ヘクタール (ha) である。したがって、廃止されずに残された家族財産は、576 (43.05%)、1,039,968ha (45.71%) となる (15,813haは不明)。¹⁸

「フィデイコミス廃止の進捗は、プロイセンでも他のライヒ諸邦においても、全然、はかばかしくなかった」。¹⁹それと言うのも、1920年11月19日の「強制廃止法」(Zwangsauflösungsgesetz)²⁰が、フィデイコミスの廃止は、翌1921年4月1日以降それを受け継いだ最初の相続人の死後、ようやく行われると定めたため、二世代に亘る廃止の遅延が認められたバイエルン同様、プロイセンにおいてもまた、フィデイコミスの相当長期間の存続が可能になったからである。²¹「廃止の漸次的形態」²²を批判して、1928年のプロイセン議会では、1931年4月1日を廃止期日とするべきであると求めた社会民主党 (SPD) とドイツ国民党 (DVP) の要求は実現しなかったものの、1930年4月22日の「家族農場廃止令変更法」²³は、「残存する全フィデイコミスの最後の日」²⁴を1938年7

第1表 プロイセンにおける家族財産廃止の統計的概観 (1932年)

	家族世襲財産	世襲貴族財産	直臣貴族財産	封土	全体
存在数	1,163	74	45	56	1,338
	86.92%	5.53%	3.36%	4.19%	100%
所有面積	1,799,195	18,629	408,659	48,730	2,275,213
	79.08%	0.82%	17.96%	2.14%	100%

出典：Oskar Klässel u. Karl Koehler, Die Zwangsauflösung der Familienfideikommisse, Berlin 1932, S. 151より作成。所有面積単位は、ヘクタール。

¹⁷ Vgl. O. Klässel u. K. Koehler, Die Zwangsauflösung der Familienfideikommisse, S. 150-153; Eckart Conze, Adeliges Familienbewusstsein und Grundbesitz. Die Auflösung des Gräflich Bernstorffschen Fideikommisses Gartow nach 1919, in: Geschichte und Gesellschaft, 25. Jahrgang, Göttingen 1999, Heft 3, Deutscher Adel, S. 465 f. コンツェが分析したハノーファの場合、高等裁判所管区Celleは、プロイセンのHannover県におよそ一致する。

¹⁸ Vgl. O. Klässel u. K. Koehler, Die Zwangsauflösung der Familienfideikommisse, S. 152.

¹⁹ E. Conze, Adeliges Familienbewusstsein und Grundbesitz, S. 472 f.

²⁰ Verordnung über die Zwangsauflösung der Familiengüter und Hausvermögen (Zwangsaufhebungsverordnung). Vom 19. November 1920, Preußische Gesetzsammlung, Jg. 1920, Nr. 47, S. 463-513.

²¹ Vgl. Iris Freifrau von Hoyningen-Heune, Adel in der Weimarer Republik. Die rechtlich-soziale Situation des reichsdeutschen Adels 1918-1933, Limburg 1992, S. 141 f.

²² I. F. v. Hoyningen-Heune, Adel in der Weimarer Republik, S. 142.

²³ Gesetz über Änderungen der zur Auflösung der Familiengüter und der Hausvermögen ergangenen Gesetze und Verordnungen. Vom 22. April 1930, Preußische Gesetzsammlung, Jg. 1930, Nr. 14, S. 51-92.

月1日と決める。だが、廃止の着手と進行は、ワイマル期を通じて大幅に遅延したばかりではなく、きわめて散発的に実施されるとともに、当初は、比較的小規模の農場に限られたのである。一例を示すと、1929年の東プロイセンには75のフィデイコミスが存在したが、廃止されたのは、わずか25のみで、その面積規模も、全体の五分の一に留まる。1932年の初頭になっても、74中28が廃止されただけで、残りの46は依然としてフィデイコミスのままだった。²⁵フィデイコミスは、「きわめて息の長い法制度」²⁶だったこと、そして、当初は任意の廃止を規定した法律に、補足や変更がたびたび書き加えられた結果、プロイセンにおける廃止法の全体像を、見通し難い錯綜したものにしていることが理解されるであろう。

1932年時点における家族財産廃止後の諸形態は、第2表のとおりである。保護林 (Schutzforst) 184、森林農場 (Waldgut) 207、堤防農場 (Deichgut) 4、葡萄畑 (Weingut) 4、特別農場 (Landgut) 5、混合形態 (Mischgebilde) 9、森林基金 (Waldstiftung) 2、森林農場基金 (Waldgutsstiftung) 6、特別農場基金 (Landgutsstiftung) 2、共有基金 (Kondominatsstiftung) 15、特別資産維持基金²⁷は5、生活物資供給基金 (Versorgungsstiftung) 9、合計452である。廃止後の新しい法形態のうち、86.50%の大多数 (面積では83.30%) が、保護林と森林農場だった。プロイセンにおける「世襲財産森林の所有」(Fideikommisswaldbesitz)²⁸の大きな比率が分かるであろう。

先ずは、保護林と対比させつつ、森林農場の特長を確認しておこう。²⁹「森林世襲財産」廃棄には、任意と強制の二方法があり、前者では保護林が生まれ、後者の強制措置によって初めて森林農場が作り出される。1920年の「強制廃止法」の狙いは、明らかにフィデイコミスの森林農場

第2表 家族財産廃止後の新形態

森林基金	森林農場基金	特別農場基金	共有基金	特別資産維持基金	生活物資供給基金	
2	6	2	15	5	9	
38,084	31,477	3,341	17,024	24	-	
保護林	森林農場	堤防農場	葡萄畑	特別農場	混合形態	全体
184 (40.71%)	207 (45.79%)	4	4	5	9	452 (100%)
104,466 (15.08%)	472,576 (68.22%)	5,141	929	4,404	15,231	692,697 (100%)

出典：Oskar Klässel u. Karl Koehler, Die Zwangsauflösung der Familienfideikommiss, Berlin 1932, S. 152 f. より作成。上段は、存在数。下段は、所有面積 (単位：ヘクタール)。

²⁴ I. F. v. Hoyningen-Heune, Adel in der Weimarer Republik, S. 142.

²⁵ Vgl. I. F. v. Hoyningen-Heune, Adel in der Weimarer Republik, S. 142 f.; O. Klässel u. K. Koehler, Die Zwangsauflösung der Familienfideikommiss, S. 151. 75と74の差1は、県と管区の違いに拠る。後者の74は、廃止官庁管区ケーニヒスベルクの数値である。

²⁶ Alfred Söllner, Zur Rechtsgeschichte des Familienfideikommisses, in: Dieter Medicus und Hans Hermann Seiler (Hrsg.), Festschrift für Max Kaser zum 70. Geburtstag, München 1976, S. 668.

²⁷ Stiftungen zur Erhaltung von Gegenständen von besonders künstlichen pp. Wert, Sammlungen.

²⁸ Karl Hasel, Forstgeschichte. Ein Grundriss für Studium und Praxis, Hamburg und Berlin 1985, S. 85; 山縣光晶訳『森が語るドイツの歴史』築地書館、1996年、165頁参照。訳語は、「家族世襲財産としての森の所有」。

²⁹ 加藤房雄「ワイマル期ドイツの世襲財産と森林問題—『世襲財産廃止法』の意義」『歴史と経済』第220号、2013年7月、所収、参照。

への転化だった。森林地だけを対象とする保護林に対して、森林農場にあっては、労働者・森番・被雇用者等のために提供される零細貸出地のみならず、農林業用建物や属具（Inventar）のような経営上の付属設備が求められる。また、森林分割を防ぐために、保護林に与えられなかった「一子相続権」（Anerbenrecht）³⁰が森林農場には認められた。一方の保護林が森林警察的内容の産物にすぎなかったとすれば、他方、森林・農場複合体と言うべき森林農場とは、農用地を必ず備えた農林業一体の経済的統一体となる必要があった。確かにフィデイコミスの法形態から離れるとは言え、それは、「農林業の相互補完関係」というフィデイコミスの本質的特徴の一つを実質上受け継ぎ、後の世に伝えるものだったのである。森林農場に比べれば、保護林は、秩序立った森林経営の点で比較するべくもなく劣り、「公共の利益」に資するところも、はるかに少ない。森の手入れをとかく怠りがちな単なる警察的保護の森に対して、合理的かつ総合的な経営計画に基づき、農林業を一体的に手がける経済的統一体としての森林農場が格段優ることに、疑問の余地はない。

その上、森林の不経済な分割の危険は、保護林の場合、避けられない。だが、所轄官庁の公法的監督下に置かれる森林農場でありさえすれば、「一子相続法」が援用されて、「遺留分」（Pflichtteil）に対処せざるをえない相続による森林の分割が法的に防止されることも、見逃しえない利点である。いったん遺留分の原則が常態化するなら、相続のたびに森林分割が繰り返されて、細分化するほかない無価値な多くの森が出現する好ましからざる事態は必至であろう。その結果は、最悪の「森林荒廃」（Waldverwüstung）³¹以外のなにもでもない。逆に、「森林保全」（Waldsicherung）³²による「公共の利益」の増進こそ、森林農場の眼目である。保護林に対する森林農場の優越は、明白であろう。したがって、「農林業の一体的経営」ならびに「財産（森林）の不分割」という「フィデイコミスの二重の長所」は、たとえフィデイコミスが法律上は廃止されたとしても、法形態の点で森林農場に姿を変え、止揚されずに保存されることになるのである。法律上の形式的失効・消滅とその本質的な社会=経済的内実の残存・継続との違いを識別することが重要と思われる。³³

次に、1925年との比較を概観した第3表を見よう。新たに作られた森林農場等の法形態数は、全体で三倍以上に増え面積規模も大幅に増加した（3.03倍と2.76倍）ことが分かる。1925年から

³⁰ Geheimes Staatsarchiv Preußischer Kulturbesitz（以下GStA PKと略記）、I HA, Rep. 84a, Justizministerium, Nr. 50098, Bd. 1, 1919-1927, Frage der Zwangsauflösung der Familiengüter mit Waldbesitz und mit Weinbergbesitz sowie von Deich- und Landgütern, Bl. 63. 史料は、「林業評議会」（Reichsforstwirtschaftsrat）による「森林世襲財産関連決議案」（1920年9月15日）。「一子相続法」は、とりわけハノーファーやヴェストファーレンで普及した「農民的相続慣行」だった。ここでは、「遺留分権」がもたらす農地細分化の不吉な帰結が除外もしくは抑制された。周知のとおり、L. プレンターノは、ヴェストファーレンの「農民の一子相続法」に注目した。土地譲渡契約（Gutsübergabsverträge）や相続協定（Erbesauseinandersetzungen）に基づいて「相続を、完全に満足できるように、規律している」当地の農民にあっては、「均分法定相続法」（das gleiche Intestaterbrecht）の対極たる「単独相続人（Anerben）にきわめて有利な法定一子相続法（Intestatanerbenrecht）」が慣行化していた。Vgl. Lujo Brentano, Gesammelte Aufsätze, Erster Band, Erbrechtspolitik. Alte und Neue Feudalität, Stuttgart 1899, S. 363, 370, 372 u. 396 f.; 我妻榮・四宮和夫共訳『プロシヤの農民土地相続制度』有斐閣、1956年、第三章、ヴェストファリアの一子相続法、114、119、123～125、152～153頁を参照。

³¹ GStA PK, I HA, Rep. 84a, Justizministerium, Nr. 50098, Bd. 1, Bl. 62.

³² GStA PK, I HA, Rep. 84a, Justizministerium, Nr. 44297, Graf zu Dohna-Lauck'sches Familienfideikommiss, 1846-1934, Bl. 93. 史料は、ケーニヒスベルクの家族財産廃止局長官の1934年6月10日付文書。

第3表 保護林と森林農場 1925年との比較

		保護林	森林農場	全体
存在数	1925年	75	60	149
	1932年	184	207	452 (3.03倍)
所有面積 (ha)	1925年	61,344	151,150	251,106
	1932年	104,466	472,576	692,697 (2.76倍)

出典：Christian v. Bar u. Peter H. Strieve, Die Auflösung der Familienfideikommisse im Deutschen Reich und in Preußen im 20. Jahrhundert, in: Zeitschrift für Neuere Rechtsgeschichte, Jahrgang 1981, Nr. 3/4, S. 189; Oskar Klässel u. Karl Koehler, Die Zwangsauflösung der Familienfideikommisse, Berlin 1932, S. 152 f. より作成。

注記：1925年のプロイセン「廃止所掌官庁」数は、13。保護林・森林農場以外の記録は、堤防農場3、特別農場6（基金形態を含む）、森林基金と森林農場基金5、その所有面積（ヘクタール）は、5,542 722 32,348。

第4表 一農場当たりの規模（単位：ヘクタール）

	保護林	森林農場
1925年	817.92	2,519.17
1932年	567.75	2,282.98

出典：第3表と同じ。

1932年までのあいだに、保護林と森林農場、とりわけ後者の形成が進捗したのである。第4表が示すとおり、保護林に対して、概して、森林農場が大規模なものだった点も注目し値しよう。1932年時点での一森林農場当たりの規模が2,000haを越えているのに対して、前者は560ha余りにすぎなかった（2,282.98と567.75）。具体例を一つだけ示すと、西プロイセン系のドーナ家は、その大きな世襲財産（9,081.82ha）を、1925年10月29日、法務・農林両大臣の認可を得て、「フィンケンシュタイン森林農場」に編成替えしている。³⁴第3表の森林農場数207と増加数147には、同農場が含まれる。したがって、M. ウェーバーが高く評価した「大世襲遺産」³⁵を含む中規模以上の世襲財産は森林農場に転化した、あるいは、中位以上の大きな森林世襲財産の本質的諸契機が森林農場として保存された、とすることができるであろう。

³³ それゆえ、1920年の「強制廃止令」を「似而非ボナパルティスムスの社会構成の変質とそのブルジョア的転化」の一環と捉える先行研究の段階論的解釈には、土台無理があると言わなければならない。むしろ、「強制廃止」後の「森林地・特別農場等」を「家族世襲財産の温存」と把握する冷静な理解が妥当であろう。前者については、大野英二「類型・『国民経済』の歴史と理論〔I〕—ドイツ資本主義の類型と経済政策の展開」内田義彦・大野英二・住谷和彦・伊藤光晴・平田清明『経済学史』筑摩書房、1970年、第2章、142-144頁参照、後者は、山田晟『近代土地所有権の成立過程』有信堂、1958年、198頁。

³⁴ Vgl. GStA PK, I HA, Rep, 84a, Justizministerium, Nr. 44304, Waldgut Finckenstein der Grafen zu Dohna-Wartenberg-Schlobitten, 1925-1930, Bl. 1-12; 加藤房雄「ワイマル期ドイツの世襲財産と森林問題」35-36頁参照。

³⁵ M. Weber, Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen, in: Aufsätze, S. 375 u. 378 Anm.1; MWG, S. 165 u. 169 Anm. 59). Hierzu vgl. auch F. Kato, Das preußische Fideikommiss, S. 27-31 u. 37 f.

Ⅲ 南ドイツ・グループ

1 バイエルン、バーデン等

ワイマル憲法施行に先立って、プロイセンのみならず、バイエルンとバーデンもまた、フィデイコミスの法的失効に関するラント法を公布した。大別すると、その方法は、「南北両ドイツ・グループ」に二分される。³⁶「北ドイツ・グループ」の代表格であるプロイセンが、すでに概観したとおり、「漸次的廃止」³⁷の道を選んだとすれば、家族決議が必要なかったバイエルンを筆頭とする「南ドイツ・グループ」は、「即刻廃棄」³⁸を基本とした。バイエルンでは、フィデイコミスの廃棄は、1919年10月1日付で即刻、施行され、それは、ただちに私有地（Allod）として、時のフィデイコミス所有者に帰属する。³⁹このように、同じ失効でも、「廃止」= *Auflösung* と「廃棄」= *Aufhebung* とでは、漸次的と即刻の大きな違いがあった。南ドイツ・グループには、バーデンとテューリンゲンそしてザクセンも含まれ、ここでは、家族財産を、最後の世襲財産所有者の手で自由財産化するバイエルン同様の手続きが取られた。

1919年9月26日の条令により、いちやく廃棄手続きを整えたバイエルンに対し、世襲貴族財産（*Stammgut*）を含む「広義のフィデイコミス」⁴⁰の特権の廃棄を志向したバーデンは、それからやや遅れ、1923年7月18日の法律で、その詳細を取り決めた。バーデンについて注目されるのは、次の二点である。⁴¹第一に、森林貴族財産（*Stammgutswald*）に関する条項を見ると、家族成員に対する補償措置は、財産を家族基金に作り替えることによっても可能だった。ただし、新たに作られる家族基金は、元の貴族財産の収益価格の少なくとも十分の一を満たさなければならず、1999年12月31日を以って例外なく終了する。バーデンに関する限り、家族基金に姿を変えた「広義のフィデイコミス」は、20世紀を通して生き残ることが法律上決められた。第二に、「黒い森」高地の166のゲマインデに点在する合計4,942のホーフ農場（*Hofgut*）については、長女の相続権を容認する点がユニークな、ユニオラート（*Juniorat*）制 = 「末子（男子）相続制」の変種の支配下にあった。⁴²当該農場は、プロイセンの特別農場 = ラントグートに近似的なものではあるが、フィデイコミスではない。したがって、フィデイコミス廃止法は、ここには適用されない。これは、フィデイコミスに近い拘束的土地所有が後代まで存続したドイツ史の特殊性を説明する、第一点とはまた別個の歴史的基盤の一つと言えよう。

テューリンゲンにおいては、1922年の廃止法（1923・24年改訂）が即刻「廃棄」を規定したので、南ドイツ・グループの一員と見なしてよい。ただし、廃止が実施されるまで、すべてのフィデイコミスは、その時々所有者によって管理される「相続財産」（*Auflösungsmasse*）を成す。

³⁶ Vgl. Otto Schulz, Die Gesetzgebung der deutschen Länder betr. die Auflösung der Fideikommisse, in: Juristische Wochenschrift, herausgegeben vom Deutschen Anwaltverein, 58. Jahrgang, Heft 27, 6. Juli 1929, S. 1933; ders., Das neue preußische Fideikommissgesetz, in: Juristische Wochenschrift, 59. Jahrg., 1930, Heft 31/32, S. 2349.

³⁷ F. Stier-Somlo u. A. Elster (Hrsg.), Handwörterbuch der Rechtswissenschaft, Erster Band, Auflösung der Familiengüter (O. Klässel), S. 372; H. Fischer, Die Auflösung der Fideikommisse, S. 51.

³⁸ F. Schlegelberger (Hrsg.), Rechtsvergleichendes Handwörterbuch für das Zivil- und Handelsrecht des In- und Auslandes, Dritter Band, Fideikommisse (E. Kübler u. W. Beutner), S. 348.

³⁹ ヘッセンの立場は、中間的なものだった。O. Schulz, Das neue preußische Fideikommissgesetz, S. 2349を参照。

⁴⁰ Vgl. O. Schulz, Die Gesetzgebung der deutschen Länder betr. die Auflösung der Fideikommisse, S. 1929. O. シュルツの見地は、家族世襲財産等の譲渡制限家族財産の計四種を、フィデイコミスの「様々な種類」と捉える「広義のフィデイコミス」論である。この視点は、重要な意味を持つ（註13参照）。

⁴¹ Vgl. O. Schulz, Die Gesetzgebung der deutschen Länder betr. die Auflösung der Fideikommisse, S. 1933.

この場合、「相続財産」の廃止とは、清算を意味するが、それは、北ドイツ諸邦のように、家族決議を用いた任意の廃止の手続きを取るか、あるいは、1924年9月30日までに、家族決議の草案が提出されなければ、強制廃止の対象となった。ただし、家族決議の作成は、北ドイツ・グループよりも、はるかに制約の少ない自由なものだった。すなわち、その申請権者は、メクレンブルク・シュヴェリーンのように所有者ただ一人だったのではなく、また、所有者と家族代表に限定するプロイセンとアンハルトの制約もない。オルデンブルクは、所有者ならびに次期相続権者に家族決議の申請権を限っているが、テューリンゲンは、そうではない。さらに、所有者と相続権者二人に限定したメクレンブルク・シュトゥレーリツの条件もない。その上、両メクレンブルクやオルデンブルクのように、家族決議の内容をあらかじめ提示する必要さえなかった。⁴³この点にも、北ドイツ・グループとの相当な違いが見られたのである。

次に、ザクセン法では、「家族相続財産」(Familienanwartschaft)がフィデイコミスである。プロイセンの『一般ラント法典(ALR)』(1794年)が、ドイツ法的原則に立つものだったとすれば、ザクセンにおいては、ローマ法研究の産物だった1863年の『民法典(BGB)』に代わって、ドイツ法的原則に基づく1900年7月7日の「家族相続財産法」がザクセン世襲財産を規制する。⁴⁴1900年法は、1928年7月9日の「家族相続財産廃止法」が施行されるまで効力を保った。⁴⁵ザクセンについては、以下の二点を確認しておきたい。普通法(das gemeine Recht)ならびにザクセン「民法典」によれば、相続順位の確定は、世襲財産の実効性にとって必ずしも重要ではなく、もし特定の順位が決められていなければ、法定相続が行われ、その結果、もとより世襲財産の根幹部分の分割は許容されないものの、場合によっては、複数の相続権者が世襲財産の所有者たりうる。⁴⁶1863年法に対するローマ法的原則の影響は、明らかであろう。これが、第一。次に、1900年法は、相続財産が三番目の順位の者に帰属した時には、関係者による財産の「廃棄」を認めており、その限りでは、ザクセンもまたバイエルン同様の南ドイツ・グループの一員と見なしうる。だが、ザクセンは、プロイセン「強制廃止法」に遅れること8年後の1928年法が廃止のための期間を一年間とする規定を定めた。⁴⁷相続財産の継承者になれなかった自余の相続権者に公正な補償を与えるための「家族勘定」⁴⁸(Familienkasse)の設置に、ザクセン法の特殊性が見られる。ザクセン

⁴² ユニオラート制の変種は、ユニークである。長女相続を排除しない点で、ある種の「女系世襲財産」(Frauenfideikommiss)相続を容認したものと言えるからである。バーデン史の特殊性の一つであろう。なお、A. v. ミアスコフスキーによれば、男系が途絶えた場合に限り、世襲財産の相続を女性にも認めたドイツの地域法は、バーデンに加えて、バイエルンとハノーファーだけである。vgl. O. v. Gierke, Fideikommiss, I. Geschichte und Recht der Fideikommiss, S. 112; A. v. Miaskowski, Das Familienfideikommiss, das landwirtschaftliche Erbgut und das Anerbenrecht, S. 27.

⁴³ Vgl. O. Schulz, Die Gesetzgebung der deutschen Länder betr. die Auflösung der Fideikommiss, S. 1933 f.

⁴⁴ 1900年1月30日の同法「根拠」によれば、ザクセンにおける家族世襲財産の形成は、適切な範囲内で行われており、ラティフンディウムの危険は存在しない。土地所有の分布状況は健全である。フィデイコミス反対論者でさえ、公益へのその寄与を認めざるをえなかった。Vgl. Freiherr von Cetto, Die Fideikommissgesetzgebung in den deutschen Bundesstaaten. Verhandlungen der XXXII. Plenarversammlung des Deutschen Landwirtschaftsrats 1904, in: Archiv des Deutschen Landwirtschaftsrats, XXVIII. Jahrgang, Berlin 1904, S. 145.

⁴⁵ Vgl. William Scherzer, Familienfideikommiss und Erbhof. Eine vergleichende Darstellung unter besonderer Berücksichtigung des preußischen und des sächsischen Fideikommissrechts, Zeulenroda 1937, S. 24.

⁴⁶ Vgl. Otto Freiesleben, Die Familienanwartschaft nach dem neuen sächsischen Rechte. Erläuterungen zu den §§. 2527 bis 2541 des Bürgerlichen Gesetzbuches für das Königreich Sachsen, Leipzig 1868, S. 88; W. Scherzer, Familienfideikommiss und Erbhof, S. 29.

の「家族世襲財産廃止の立法はなされなかった」と述べたディーツェ（1926年）ではあったが、⁴⁹ 後年（1933年）の論考では、これを改め、廃止法への簡潔な言及を怠っていない。これが、第二点。

以上のような南ドイツ・グループの様々な「即刻廃棄」論に対して、プロイセン的「漸次的廃止」方式の特長、すなわち、公共の利益に役立つ財産の破壊の恐れだけではなく、農場の投げ売り（Verschleuderung）の危険も伴わない二重の利点が、ワイマル憲法制定委員会でいち早く指摘されたことは、注目に値しよう。両者の対比論を展開した、中央党の著名な代議士シュパーン（Peter Spahn）は、バイエルン方式を退け、プロイセン方式に軍配を上げたのである。⁵⁰

2 ヴュルテンベルクの特殊性

では、西南ドイツの雄邦ヴュルテンベルクの状況は、どうだったか。同邦は、1919年9月25日の憲法で、フィデイコミスの廃棄を謳った。⁵¹だが、その最終的な解決には、永い年月を要した。1920年5月27日の法律では、いったん、任意の廃止が認められたものの、その後、1930年2月14日の法律が、廃止措置を高級貴族の家産（Stammgut）や封土にも拡張して適用した上で、家族財産全般について、当該法律施行から一世代（30年）後の特定の期日、すなわち1960年4月1日を以って、束縛のない自由財産に化すものと新たに定めた。⁵²ただし、1940年4月1日に現存する「ゼニオラート」（Seniorat）＝「最年長男子単純優先相続制」⁵³に限り、その期日は、さらに10年後の1970年4月1日である。⁵⁴こうして、事実上の漸次的廃止に移行したヴュルテンベルクでは、社会＝経済的内実は一とまず措き、法律上、フィデイコミスが相当長期間に亘り残存することが決定したのである。

ヴュルテンベルクの特殊性を把握するためには、同地にきわめて多く見られる⁵⁵「共有世襲財産」＝コンドミナート（Kondominat）の理解を欠くことはできない。プリモゲニトール制等の「単独相続」（Einzelerbfolge）⁵⁶ではなく、複数の共有者（Mitinhaber）⁵⁷を伴うこの種のフィデイコミスは、1922年の資料によれば、ヴュルテンベルクに計41存在し、その関与者総数は、315人

⁴⁷ Vgl. Carl v. Dietze, Stammgüter und Fideikommisse, in: Ludwig Elster (Hrsg.), Wörterbuch der Volkswirtschaft, 4. Aufl., Band III, Jena 1933, S. 441.

⁴⁸ O. Schulz, Die Gesetzgebung der deutschen Länder betr. die Auflösung der Fideikommisse, S. 1934.

⁴⁹ 山田晟『近代土地所有権の成立過程』有信堂、1958年、200頁、注2）参照。

⁵⁰ Vgl. F. Schlegelberger (Hrsg.), Rechtsvergleichendes Handwörterbuch für das Zivil- und Handelsrecht des In- und Auslandes, Dritter Band, Fideikommisse (E. Kübler u. W. Beutner), S. 348.

⁵¹ Vgl. O. Schulz, Die Gesetzgebung der deutschen Länder betr. die Auflösung der Fideikommisse, S. 1929.

⁵² 現在の所有者が、万一、当該期日以前に死去した際には、それは、私有財産として、次の相続権者が引き継ぐ。財産の自由な私的処分権を制約する束縛は、現所有者において、すでに、フィデイコミスに係る審理に対する遺産相続権者の協力もしくは同意が、「世襲財産裁判所」（Fideikommissgericht）によって代行されたことにより、相当程度緩められていた。Vgl. F. Schlegelberger (Hrsg.), Rechtsvergleichendes Handwörterbuch für das Zivil- und Handelsrecht des In- und Auslandes, Dritter Band, Fideikommisse (E. Kübler u. W. Beutner), S. 360.

⁵³ 加藤房雄「ドイツ語圏の世襲財産」4～6頁。

⁵⁴ Vgl. Karl Koehler und Ernst Heinemann, Das Erlöschen der Familienfideikommisse und sonstiger gebundener Vermögen. Gesetze und Verordnungen des Reichs auf fideikommissrechtlichem Gebiete nebst einem Überblick über das Fideikommissrecht und Erläuterungen der reichsrechtlichen Vorschriften, Berlin 1940, S. 80.

⁵⁵ Vgl. F. Schlegelberger (Hrsg.), Rechtsvergleichendes Handwörterbuch für das Zivil- und Handelsrecht des In- und Auslandes, Dritter Band, Fideikommisse (E. Kübler u. W. Beutner), S. 360. 原語は häufig。

だった。したがって、コンドミナート一つ当たりの共有者は、7.68人である。⁵⁶プロイセンに目を移すと、そこにもまた、共有者 (Miteigentümer) もしくは共同相続人 (Miterbe) を持つ「共有世襲財産」は、相当数 (90) 存在した。⁵⁷例えば、ベルリン高等裁判所管区が所轄した六つのコンドミナート中の一つは、ほぼ全員がデンマークに居住するアーレンシュトルフ (Arenstorff) 家の人々、計32人の共有だった。⁵⁸また、フランクフルト・アン・マインのラント裁判所管区のインゲルハイム (von Ingelheim) 伯爵が持つ所有地は、プロイセン、バイエルン、バーデン、ヘッセンの四つの邦にまたがって散在する計992ヘクタールの三つのコンドミナートである。⁶¹それゆえ、コンドミナートには、二重三重の複雑さがあると言わなければならない。第一に、割り当て分 (Anteil) の問題は、重大である。その数には、4人ほどの少数やヴェルテンベルクの平均7.68から、アーレンシュトルフの例の32、さらには、80人を超える相当多数の事例も見受けられる。割り当て分のばらつきは、もっと激しく、時には、百分の一どころか三千分の一以下の極端なものまで存在した。⁶²

第二に、アーレンシュトルフ家の歴史を瞥見すると、文書上、同家の存在が確認されるのは、14世紀である。デンマーク王国軍元帥と枢密顧問官、さらに、シュレースヴィヒ=ホルシュタイン総督の三つの要職を兼務した1626年生まれのカトリックのフリードリヒは、1670年、デンマークに帰化して、デンマーク系アーレンシュトルフ家の始祖となる。⁶³それゆえ、当該のコンドミナートは、「デンマーク人のドイツ世襲財産」と言いうる。この点は、第一点同様、重大な問題を孕む。なぜなら、例えば Thurn und Taxis⁶⁴や Arenberg⁶⁵そして Croy⁶⁶と Fürstenberg⁶⁷のような旧家の世襲財産についてよく指摘されるとおり、相続が繰り返される経緯を通じて、外国国籍の同族の手に財産の少なくとも一部が帰着する事態は、およそ不可避だったからである。⁶⁸アーレンシュトルフ家は、そうした世襲財産の好個の一事例にほかならない。ここでの対象は、デンマークであるが、すでに

⁵⁶ Lujo Brentano, Familienfideikommisse und ihre Wirkungen, Berlin 1911, S. 4.

⁵⁷ O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 41.

⁵⁸ Vgl. O. Trüdinger, Die Fideikommisse, insbesondere in Württemberg, S. 61.

⁵⁹ Vgl. GStA PK, I HA, Rep. 89, Geheimes Zivilkabinett, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf und Sonderentwürfe über Familienfideikommisse. Berichte und Äußerungen darüber (Druckschrift), 1903-1904, S. 89 f.; 加藤房雄「プロイセン世襲財産法案 (1903年) の内容とその意義—フィデイコミス問題の重要性」『広島大学経済論叢』第38巻、第1号、2014年7月、32～34頁、参照。

⁶⁰ Vgl. GStA PK, I HA, Rep. 89, Nr. 30787, S. 89.

⁶¹ Vgl. GStA PK, I HA, Rep. 89, Nr. 30787, S. 76 f. u. 89; 加藤房雄「プロイセン世襲財産法案の内容とその意義」37頁、参照。なお、インゲルハイム家の家族史を辿ると、17～18世紀に活躍した Franz Adolf Dietrich (1659.12.15-1742.9.15) の名が見られる。狭量なカトリック主義に立つ彼は、帝室裁判所長官にまで上り詰め、新教諸侯同盟 (Corpus Evangelicorum) との対立で勇名を馳せた。Vgl. Neue Deutsche Biographie, herausgegeben von der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Bd. 10, Berlin 1974, S. 170 f.; Deutsche Biographische Enzyklopädie, herausgegeben von Walther Killy und Rudolf Vierhaus, München 1997, S. 255.

⁶² Vgl. GStA PK, I HA, Rep. 89, Nr. 30787, S. 89 f. ツェレ管区 (ハノーファー) のシュテューレンベルク (Stürenberg) のフィデイコミスは、3ヘクタールに満たない特に小さな「侏儒世襲財産」(Zwergfideikommiss) であるが、その割り当て分は、3,696もの多数に上る。「侏儒世襲財産」については、vgl. Oskar Klässel und Karl Otto Schulz, Die Gesetzgebung der deutschen Länder betr. die Auflösung der Fideikommisse, in: Juristische Wochenschrift, herausgegeben vom Deutschen Anwaltverein, 58. Jahrgang, Heft 27, 6. Juli 1929, S. 1930; F. Stier-Somlo u. A. Elster (Hrsg.), Handwörterbuch der Rechtswissenschaft, Erster Band, Auflösung der Familiengüter (Oskar Klässel), S. 370; O. Schulz, Die Gesetzgebung der deutschen Länder betr. die Auflösung der Fideikommisse, S. 1930 f.

問題提起したとおり、ドイツのフィデイコミス問題を解明するためには、デンマークだけではなく、フランスとポーランド（ポーゼン）、オーストリア・ハンガリー、ベルギー、オランダ、スイスにまで拡散したドイツ世襲財産所有者の全体像の把握は、看過できない重要課題の一つである。「ドイツ・フィデイコミス問題のヨーロッパ的拡がり」⁶³は、明らかなのである。

第三に、所在地の散在もまた、一つの問題点たりうる。199ヘクタールの大土地所有を維持しながらプロイセンに居住し、同時に、アシャフンブルク（Ashaffenburg）に中央管理のための本拠地を置いて、バイエルン等の三つの邦に、世襲財産の本体を持つイングルハイムの所有地の場合、煩瑣な問題は避けられない。「土地所有は、プロイセン邦の領域内に位置しなければならない」⁷⁰と定める1903年の「プロイセン世襲財産法案」の限定条項に対して、フランクフルト高裁

⁶³ Vgl. Neues Preussisches Adels-Lexicon oder genealogische und diplomatische Nachrichten von den in der preussischen Monarchie ansässigen oder zu derselben in Beziehung stehenden fürstlichen, gräflichen, freiherrlichen und adeligen Häusern, mit der Angabe ihrer Abstammung, ihres Besitzthums, ihres Wappens und der aus ihnen hervorgegangenen Civil- und Militärpersonen, Helden, Gelehrten und Künstler; bearbeitet von einem Vereine von Gelehrten und Freunden der vaterländischen Geschichte unter dem Vorstande des Freiherrn Leopold von Zedlitz-Neukirch, Bd. 1, A-D, Leipzig 1836, S. 135 f.; Jahrbuch des Deutschen Adels, herausgegeben von der Deutschen Adelsgenossenschaft, Zweiter Band, Berlin 1898, S. 11; <https://de.wikipedia.org/wiki/Arenstorff>, abgerufen am 26. 12. 2018.

⁶⁴ トゥルン・ウント・タクシスについては、さしあたり、Wolfgang Behringer, Thurn und Taxis. Die Geschichte ihrer Post und ihrer Unternehmen, München 1990, S. 246-296 u. 409-417; ヴォルフガング・ベーリンガー、高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス。その郵便と企業の歴史』三元社、2014年、第5章「領邦君主と土地所有者としてのトゥルン・ウント・タクシス」参照。

⁶⁵ 文書上、アーレンベルクは、ハプスブルク家との結びつきの強い城伯（Burggraf）として1166年の記録に残る。1544年に途絶した男系に代わり、1547年、Johann v. Ligneと結婚したMargarethaに始まる女系が、今日のベルギー、オランダ、ロートリンゲンに所在するアーレンベルクの大所有地を家紋ともども相続し、1644年には、公爵の地位を得て繁栄の礎を築く。世襲財産の所在地が、当初から、後代のプロイセン＝ドイツの版図を踏み越えていたこと、そして、同家のフィデイコミスは、発生史的に見れば、註42で言及した「女系世襲財産」の一種だった点に注意したい。Vgl. Neue Deutsche Biographie, Bd. 1, Berlin 1953, S. 341-344.

⁶⁶ 一族の記録は、1287年まで遡り可能であるが、行論上重要なのは、1598年、公爵領（Herzogtum）に昇格したクロイ所領（Herrschaft Croy）が、フランス北部のピカルディ地域圏（Picardie）に所在したことである。一門の分家は、今日も、ベルギー、フランス、ドイツそしてオーストリアに存続する。Vgl. Neue Deutsche Biographie, Bd. 3, Berlin 1957, S. 425-427; <https://de.wikipedia.org/wiki/Croy>, abgerufen am 10. 11. 2019.

⁶⁷ ライン河右岸のシュヴァーベン地方を拠点とした同家は、1236年死去のエーギノ（Egino）を始祖（Stammvater）とする。時代は下り、二人のカール・エーゴン（Karl Egon, 1820-92, 1852-96）の下でプロイセンへの接近を強めた同家の「シュヴァーベンの家産（Hausgut）」は、1896年、パーメン系の一族の手に帰着した。Vgl. Neue Deutsche Biographie, Bd. 5, Berlin 1961, S. 695 f.

⁶⁸ Vgl. GStA PK, I HA, Rep, 89, Nr. 30787, S. 35; 加藤房雄「プロイセン世襲財産法案の内容とその意義」38頁、参照。

⁶⁹ 加藤房雄「プロイセン世襲財産法案の内容とその意義」39頁参照。独文の論考としては、F. Kato, Das preußische Fideikommiss, S. 155 f. を参照。一例のみ示せば、ベンティンク伯爵の世襲財産は、オランダに重点を置くものだった。Vgl. GStA PK, I. HA Rep. 89, Geheimes Zivilkabinett, jüngere Periode, Nr. 30849, Die Verhältnisse und Gerechsamte der Gräflin von Bentinckschen Familie. Die Herrschaft Kniphausen, 1856-1912, Bl. 44.

⁷⁰ Hermann Ramdohr, Das Familienfideikommiss im Gebiete des preußischen Allgemeinen Landrechts, Berlin 1909, S. 113.

は、イングルハイム世襲財産のプロイセン部分の失効を免れ、その一体的保持を図る方途を模索して、次のように論陣を張る。すなわち、特段の配慮に値する当該世襲財産の特殊性に鑑み、同法案のプロイセン限定条項を必ずしも踏襲しないでよい特例が、勅令によって例外的に許されるべきである、と。⁷¹ここには、問題の複雑さの一端が、はしなくも現れていよう。1903年法案が成立するか否かを問わず、少なくとも、フィデイコミスのプロイセン法と非プロイセン諸邦——ここでは、バイエルン、バーデン、ヘッセン——の関連法規との比較対照の突き合わせが必要になること、必定だからである。

このように、フィデイコミスのコンドミナート形態の廃止には、独特の複雑さが伴った。3,696もの多数に上る利害関係当事者間の協議と調整、複数異邦の煩雑な関連諸法規の収集と検討、さらには、プロイセン一地方の地域的枠組みを超える広いヨーロッパ的歴史空間の把握と視野——多方面に亘るこれらの諸問題の総合的理解が求められるからである。フィデイコミスの事実上の漸次的廃止に移行したヴェルテンベルクにおける相当長期間のフィデイコミスの残存は、さしずめ、当然の帰結だったと言えよう。ヴェルテンベルクを含むドイツ各地のラント裁判所(Oberlandesgericht)に、いまなお、「フィデイコミス部」(Fideikommissenat)が設けられているのは、⁷²こうした時代背景に根ざしている。コンドミナートの廃止は、利害関係当事者の多様な意見の取りまとめだけでも、一筋縄ではいかぬ多大の困難を伴わざるをえなかった。フィデイコミス廃止が徐々に進むほかなかった経緯にはこうした必然性があったのである。

家族世襲財産のように「きわめて息の長い法制度」には、当然「代替的解決への道」⁷³が与えられるべきであって、事実、1938年の「家族世襲財産失効法」⁷⁴は、そのための方策として「家族基金」(Familienstiftung)を用意した。これを受けて、多くのフィデイコミスの一部または全部が、基金への編成替えを果たして今日に至る。ただし、以前のフィデイコミスの実体が主として土地所有だったとすれば、今日のそれは、企業の組織的統一性を崩さずに、後継者に残すことを絶対要件と感じている経済企業である。西ドイツ政府は、かつてはフィデイコミスだけに任された役割を果たさせるために、家族基金の設立を進んで認めてきた。そればかりではない。家族基金の相続税額を30年ごとに算定すると決めた1974年1月1日以降の相続税の改訂により、財産の蓄積を数世代に亘って持続する道が講じられることになったのである。「代替的解決」は、着々と進められた。⁷⁵

⁷¹ Vgl. GStA PK, I HA, Rep, 89, Nr. 30787, S. 76 f., 90 u. 92; 加藤房雄「プロイセン世襲財産法案の内容とその意義」37頁、参照。

⁷² Vgl. Monika Wienfort, Gerichtsherrschaft, Fideikommiss und Verein. Adel und Recht im modernen Deutschland, in: Jörn Leonhard und Christian Wieland (Eds.), What Makes the Nobility Noble? Comparative Perspectives from the Sixteenth to the Twentieth Century, Göttingen 2011, S. 103. ただし、廃止訴訟を終結させる「フィデイコミス廃止法の廃棄法」が、2007年11月23日、公布されている。Vgl. <https://de.wikipedia.org/wiki/Familienfideikommiss>, abgerufen am 16. 8. 2019.

⁷³ A. Söllner, Zur Rechtsgeschichte des Familienfideikommisses, S. 668.

⁷⁴ Gesetz über das Erlöschen der Familienfideikommisses und sonstiger gebundener Vermögen vom 6. Juli 1938. Vgl. K. Koehler u. E. Heinemann, Das Erlöschen der Familienfideikommisses und sonstiger gebundener Vermögen, S. 14 ff.

⁷⁵ Vgl. A. Söllner, Zur Rechtsgeschichte des Familienfideikommisses, S. 668 f.

IV 結びにかえて⁷⁶

ドイツ諸邦におけるフィデイコミス等の家族財産廃止の仕方は、基本的に、バイエルンを中心とする南ドイツ・グループの「即刻廃棄」とプロイセンを筆頭とする「漸次的廃止」の両類型に二分される。前者には、バーデンとテューリンゲンのほか、ヴェルテンベルクおよびザクセンも含まれる。他方、後者の頂点に立つプロイセンの後を追ったのは、アンハルト、オルデンプルク、メクレンブルク・シュヴェーリン、メクレンブルク・シュトゥーレリツそしてハンザ都市ハンブルクならびに同じくハンザ都市のブレーメンである。⁷⁷だが、ドイツ諸邦の廃止の実態は、両グループへの類別で済ましてよいほど単純なものではなかった。と言うのも、西南ドイツの雄邦ヴェルテンベルクが、1930年2月14日の「世襲財産廃止法」によって、本質的なところでは北ドイツ的と言いうる先例に倣ったため、情景にかなり大きな変化が生じたからである。すでに見たとおり、同邦では、プロイセン同様、その当日までに廃止されなかったフィデイコミスは消滅し、所有者の手許で自由財産と化すものとする執行日が設けられた。ヴェルテンベルクは、事実上の漸次的廃止に転じ、北ドイツ・グループ入りを果たした。ただし、廃止をつつがなく処理するために、比較的長い期間をあらかじめ想定し、廃止期日が1960年または1970年の4月1日までに、かなり大きく引き延ばされている点に、同邦の特色がある。

これに対して、「世襲財産新法」⁷⁸（1930年4月22日）のプロイセンは、どうだったか。ここでは、ヴェルテンベルクとはむしろ逆に、バイエルンを模範とする廃止の加速化が模索されている。言ってみれば「漸次性」から「加速化」への転進が計られたのである。1935年4月1日の政府提案によれば、1938年7月1日と決められた執行日の到来を待って、その時まで自由財産化されなかったフィデイコミスは、法律によってただちに消滅する。すでに開始されていた廃止の進行は、その日、強制的に止められ、替わって自動的に執行されるのが、「廃棄」である。この場合、なお廃止されずに残存していたすべてのフィデイコミスを対象として、長い時日を要する「廃止」を止め、ただちに「廃棄」してよい新たな根拠に挙げられたのが、この政府提案だった。フィデイコミスの廃止に関する限り、法律上、プロイセンは、バイエルンの模範に従い南ドイツ・グループに移行した。1930年4月22日の「世襲財産新法」とともに、プロイセンは、ライン河を踏み越えて進撃し、南ドイツ・グループに転じた結果、「戦線の逆転」⁷⁹が生じたと言われる所以である。「ヴェルテンベルクは北ドイツへ、逆に、プロイセンは南ドイツへ」という世襲財産廃止に係る地域法（Partikularrecht）レベルでの一種の逆転関係を伴いながら、このようにして結局、プロイセンのフィデイコミスは少なくとも1938年まで存続した点が確認されよう。プロイセンにより世襲財産廃棄の「最後の日」と決められた7月1日のわずか五日後、「家族世襲財産および自余の譲渡制限財産の消滅（Erlöschen）に関する法律」⁸⁰を用意したナチズム独裁体制下のライヒ政府は、翌1939年1月1日を以って、なお存続していたフィデイコミスは全て消滅し、その最後の所有者の自由財産と化す旨を定めたことにより、⁸¹法治国家の諸原則を何ら顧みることな

⁷⁶ 叙述は、主として、O. Schulz, Das neue preußische Fideikommissgesetz, S. 2349 ff.; H. Fischer, Die Auflösung der Fideikommission und anderer gebundener Vermögen in Bayern nach 1918, S. 51に拠る。

⁷⁷ Lippe-Detmold, Schaumburg-Lippe, Waldeckは、北ドイツ・グループに属する。ただし、プロイセンとの条約に基づく等の微差が見られる。

⁷⁸ O. Schulz, Das neue preußische Fideikommissgesetz, S. 2349 ff.

⁷⁹ O. Schulz, Das neue preußische Fideikommissgesetz, S. 2349.

⁸⁰ Gesetz über das Erlöschen der Familienfideikommission und sonstiger gebundener Vermögen. Vom 6. Juli 1938.

く、したがってまた、本稿が追跡した、「地益」(partikulare Interessen)を顧慮するドイツ各邦の様々な法的努力を全く度外視した上で、いとも簡単に、ドイツ全土のフィデイコミスを終焉させようとしたのである。⁸²

[本稿は、2017～2020年度日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究(C)「一次資料に基づく世襲財産制の実証研究—プロイセン・ザクセン・南ドイツの比較地域史」(課題番号17K03842)による研究成果の一部である]。

⁸¹ Vgl. Reichsgesetzblatt, Teil I, Jahrgang1938, Berlin 1938, S. 825; 山田晟『近代土地所有権の成立過程』200～206頁参照。

⁸² Vgl. E. Conze, Adeliges Familienbewusstsein und Grundbesitz, S. 478.